## かながわ人権施策推進指針 (第2次改定版)

令和 4 年(2022年) 3 月 神奈川県・神奈川県教育委員会

## 人権がすべての人に保障される地域社会の実現をめざして



人権は、すべての人が生まれながらに持っている 権利であり、人々が幸福な人生を送るために欠くこ とのできない大切なものです。

神奈川県では、人権施策を総合的に推進するため、 平成15年(2003年)に策定し、平成25年(2013年)に改 定した「かながわ人権施策推進指針」に基づき、 様々な取組みを進めてきました。

「かながわ人権施策推進指針」の改定から今年で9年が経過しますが、この間、人権を取り巻く社会情勢には大きな変化がありました。

「人権三法(差別解消三法)」の施行など、差別解消をめざす法整備がなされる一方、平成28年(2016年)7月26日、障害者支援施設である県立「津久井やまゆり園」において発生した大変痛ましい事件は、多くの方々に、言いようもない衝撃と不安を与えました。

また、性的マイノリティの人権課題やヘイトスピーチの問題など、新たな人権課題が顕在化するとともに、インターネットによる人権侵害のような、複合的な人権課題も数多く生じており、喫緊の対応が必要な状況となっています。

さらに、令和2年(2020年)から急速に感染拡大した「新型コロナウイルス感染症」は、感染者やその家族、医療従事者等への差別問題のみならず、あらゆる人権課題に深刻な影響を与えるものとなり、平時における取組みの重要性が改めて認識されました。

そこで、こうした人権をめぐる社会情勢の変化を踏まえ、人権課題に対する 県の取組みや姿勢を改めて明確にするため、このたび「かながわ人権施策推進 指針」を改定しました。今後は、この指針に基づき、関係団体、市町村等と連 携しながら、人権施策をより一層推進してまいります。

津久井やまゆり園事件を機に、県は、県議会とともに「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定しました。この憲章にある「すべての人のいのちを大切にする」という強い思いは、あらゆる人権施策の根幹に通じるものであり、その理念の実現にあたっては、県民の皆様一人ひとりの取組みが大変重要です。

人権がすべての人に保障される地域社会の実現をめざして、ともに手を携え、 ともに考え、ともに行動していきましょう。

令和4年(2022年)3月

## 种介目果知事 馬岩枯沒

## 目 次

I 人権施策の取組みの経緯	1
<ul><li>Ⅱ 指針の基本的な考え方</li><li>1 指針の目標</li><li>2 基本理念</li><li>3 指針の性格</li></ul>	3 3 3 3
<ul><li>Ⅲ 人権尊重のための基本姿勢</li><li>1 県(県職員)が取り組むべきこと</li><li>2 県民の皆様に取り組んでいただきたいこと</li><li>3 企業等の皆様に取り組んでいただきたいこと</li></ul>	5 5 5 6
IV 人権教育・人権啓発の推進 ····································	7 7 9
V 相談・支援体制   1 県の相談・支援体制の充実   2 救済関係機関・NGO・NPO等相互の協働・連携強化   3 人権相談窓口の情報提供   4 緊急一時保護機能の充実   5 相談員研修の充実	11 11 11 11 11 11

/			
/	VI 5	分野別施策の方向	13
	1	子ども	13
	2	女性	15
	3	障がい者	18
	4	高齢者	21
	5	疾病等にかかる人権課題	23
	6	同和問題(部落差別)	25
	7	外国籍県民等	27
	8	貧困等にかかる人権課題	29
	9	犯罪被害者等 ·······	31
	10	北朝鮮当局によって拉致された被害者等	32
	11	性的マイノリティ	33
	12	インターネットによる人権侵害	35
	13	様々な人権課題	37
	VII /	人権施策の推進体制等	39
	1	人権施策の推進体制	39
	2	人権研修の実施	40
	3	県の人権施策への提案等	40
	4	人権課題の取組状況等の報告	40